

建設業許可証明書の申請要領等について

国土交通大臣許可業者のうち、九州地方整備局管内の建設業者の方については、以下のとおり建設業許可証明書を発行しております。県知事許可業者については証明を行っておりません。なお、証明書は手続の関係上、即日発行は行っておりませんのでご了承下さい。また、証明書は原則として3ヶ月間に1部のみ発行致します。手数料は無料です。許可証明は行政サービスの一環として行っているものであり、不適切な発行要求についてはお断りする場合があります。

許可内容を証明する場合

(a) 許可証明願（1部 A4判）

別紙の例を参考に、申請年月日、申請者、理由等を記入のうえご提出下さい。

(b) 許可通知書の写し（2部 A4判）

現在有効の許可通知書1通につき、写しを2部ご提出ください。2部のうち1部は当方の控えとさせていただきます。

* 上記有効の許可通知書は業種追加・般特新規をした場合も含まれます。

(c) 郵送により申請される場合は、返信用封筒

切手を貼り、宛名書きをしたものを同封してください。

更新申請中であることを証明する場合

上記（a）（b）（c）の書類に加えて、建設業許可申請書（様式第1号）の写し（1部）

県庁による受付印が押印されている箇所を含めてご提出下さい。

代表者、商号又は名称、廃業など許可内容に変更があった場合

上記（a）（b）（c）の書類に加えて、変更届の写し（1部）

県庁による受付印が押印されている箇所を含めてご提出下さい。代表者、商号又は名称の変更の場合は通知書の写しの代表者名、商号又は名称の前に（旧）と書き込み、その下に現在の代表者、商号又は名称を頭に（新）と付したうえでご提出下さい。

送付先

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第2合同庁舎別館3階

国土交通省 九州地方整備局

建政部 建設産業課 建設業係

あて

(例)

年 月 日

国土交通省九州地方整備局
建政部 建設産業課長 あて

所在地
商号または名称
代表者役職 氏 名 印

建 設 業 許 可 証 明 願

〇〇〇のため、当社が許可を有していることを証明願います。